

業者の選考に当たっての留意事項	
1 不誠実な行為の有無	次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。 (1) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。 (2) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
2 経営状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は、指名しないこと。また、破産手続き申請中等の経営に関して不安定である旨、関係機関等から通報を受けた場合は、指名しないこと。
3 工事成績	工事成績評定点の不良により指名停止措置を受けた後、指名停止期間の満了後 3 年を経過するまでの間に、再び工事成績評定点の不良により指名停止措置を受けた場合は、改善計画書を提出し、市の承諾を得るまでは指名しないこと。
4 手持ち工事の状況	工事契約担当課が発注する同業種工事を現在施工中（落札後を含む）の場合は、指名しないこと。ただし、設計金額 1000 万円未満の随意契約を除く。また、選考の対象としない期日は第 5 条によるものとする。
5 当該工事施工についての技術的適性	以下の事項について総合的に勘案すること。 (1) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が配置できると認められること。 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準があると認められること。
6 安全管理の状況	安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
7 労働福祉の状況	(1) 賃金不払に関する状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。 (2) 社会保険・雇用保険等の加入状況を総合的に勘案すること。
8 その他	前各項のいずれかに該当する業者がその該当する事項に関連して警察の強制捜査（裁判所の令状を得た捜査）を受けた場合は、指名停止の措置と同様に、当該業者を随意契約の相手方として選定することができない。下請の承認についても同様とする。